

平塚市心身障害者福祉手当について

1 制度の目的・趣旨

「精神または身体に重度の障害を有する者について心身障害者福祉手当を支給することにより障害者の福祉の増進と生活の向上を図る」

※平塚市心身障害者福祉手当条例第 1 条

2 受給要件

(1) 障害要件

身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方

知能指数 50 以下の方

精神障害者手帳 1、2 級の方

(2) 年齢要件

資格該当時の年齢が 65 歳未満であること

(平成 22 年 10 月より施行 (要件追加))

(3) 在宅要件

法令で定める施設に入所・入院していないこと

※法令で定める施設とは

別紙 1 参照

「社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに規定する施設 (第 2 号に規定する母子生活支援施設を除く)」

※入院に該当する施設とは

別紙 2 参照

「児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関」

(4) その他要件

住民基本台帳法により平塚市の住民基本台帳に記録されていること

(5) 条例

平塚市心身障害者福祉手当条例

平塚市心身障害者福祉手当条例施行規則

別紙 3、4 参照

※昭和 50 年に条例制定・施行、平成 22 年 10 月 1 日条例改正・施行

3 金額・支払方法

(1) 金額

月額 3,000 円

(2) 支払方法

支給を決定した日の属する月分から支給され、4 月 (12 月～3 月分)、8 月 (4 月～7 月分)、12 月 (8 月～11 月分) の 20 日頃に指定された口座へ前月分までの 4 か月分をまとめて振り込む。

4 受給者数の推移と総支給額

(1) 心身障害者手当の受給者・受給額の推移

年度	21	22	23	24	25
受給者数	7,213	7,321	7,198	7,061	6,950
受給額(千円)	236,430	243,618	239,973	235,710	231,345

各年度中の手当の受給者数となる。

平成22年に条例改正を実施し、改正後より受給者数は年々減少傾向である。

(2) 心身障害者手当の新規受給者の推移

年度	21	22	23	24	25
人数	789	619	416	407	400

平成22年10月に制度改正が行われたことにより受給者数が大幅に減少している。

(3) 心身障害者手当の資格喪失者の推移

年度	21	22	23	24	25
人数	511	539	554	511	477

喪失者は毎年500人前後で推移している。

(4) 心身障害者手当 受給者数の増減

年度	21	22	23	24	25
人数	278	80	▲138	▲104	▲77

新規取得者が23年度より減少し、喪失者に変化がないことから、平成23年度より受給者数が減少している。

(5) 新規手帳取得者人数の推移

年度	21	22	23	24	25
人数	911	975	1020	1019	1017

人数は身体・療育・精神手帳の合計数である。制度改正前までは手帳取得者の約8割が手当を受給しているが、制度改正後は4割程度に減少している。

平成23年度より資格喪失者が新規取得者数を上回っており、年々、平塚市中心身障害者福祉手当の受給者数が減少している。これは、平成22年度の制度改正によるものと想定される。

平塚市の財政状況について

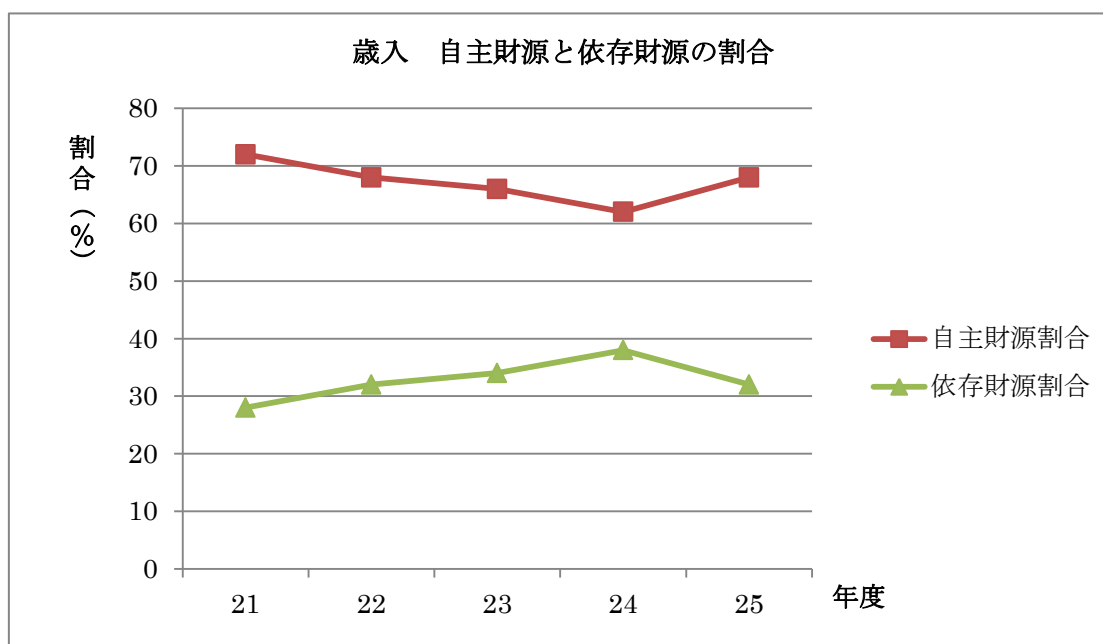
1 平塚市の歳入・歳出の状況

(1) 過去5年の平塚市の歳入に関して

歳入には「自主財源」と「依存財源」がある。

自主財源の主なものとしては市税収入があり、平塚市が自主的に収入することができる財源である。自主財源の比率が高いほど、自前の財源で運営ができることを示す。平塚市は年々減少傾向である。

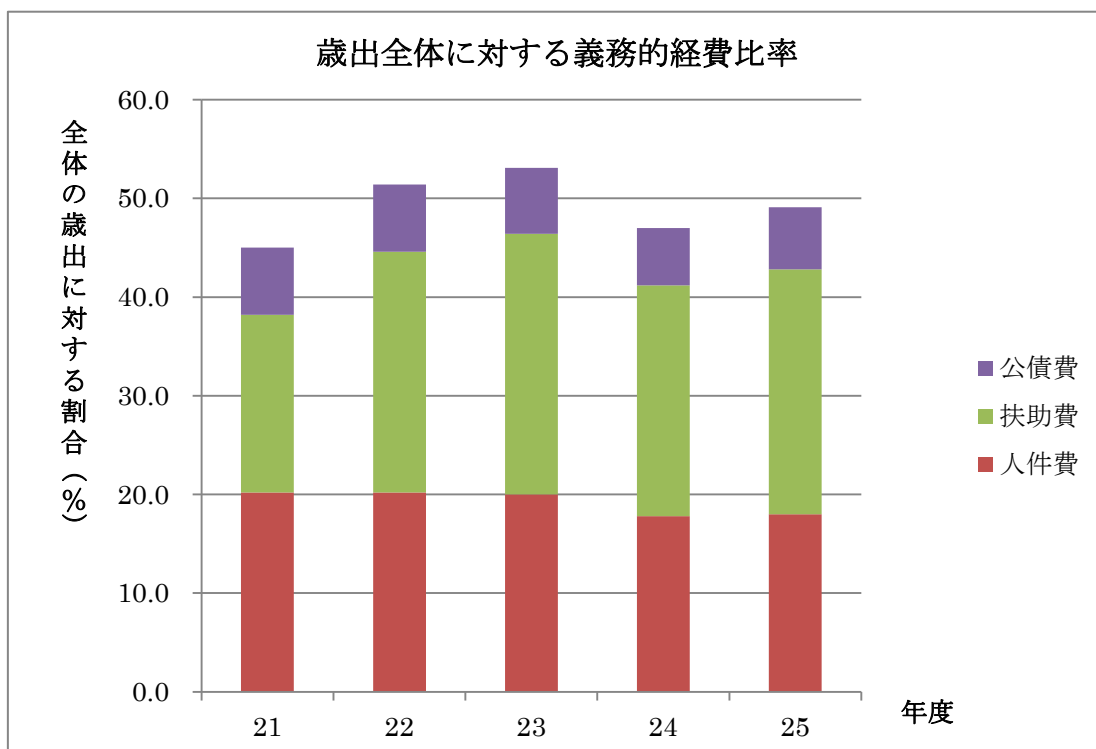
年度	21	22	23	24	25
歳入合計(億円)	824	793	787	880	840
自主財源(割合)	72%	68%	66%	62%	68%
依存財源(割合)	28%	32%	34%	38%	32%



(2) 過去5年の平塚市の歳出に関して

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は法令や性質により支出が義務付けられているものであり、義務的経費の比率が高いほど自由に使えるお金がない。

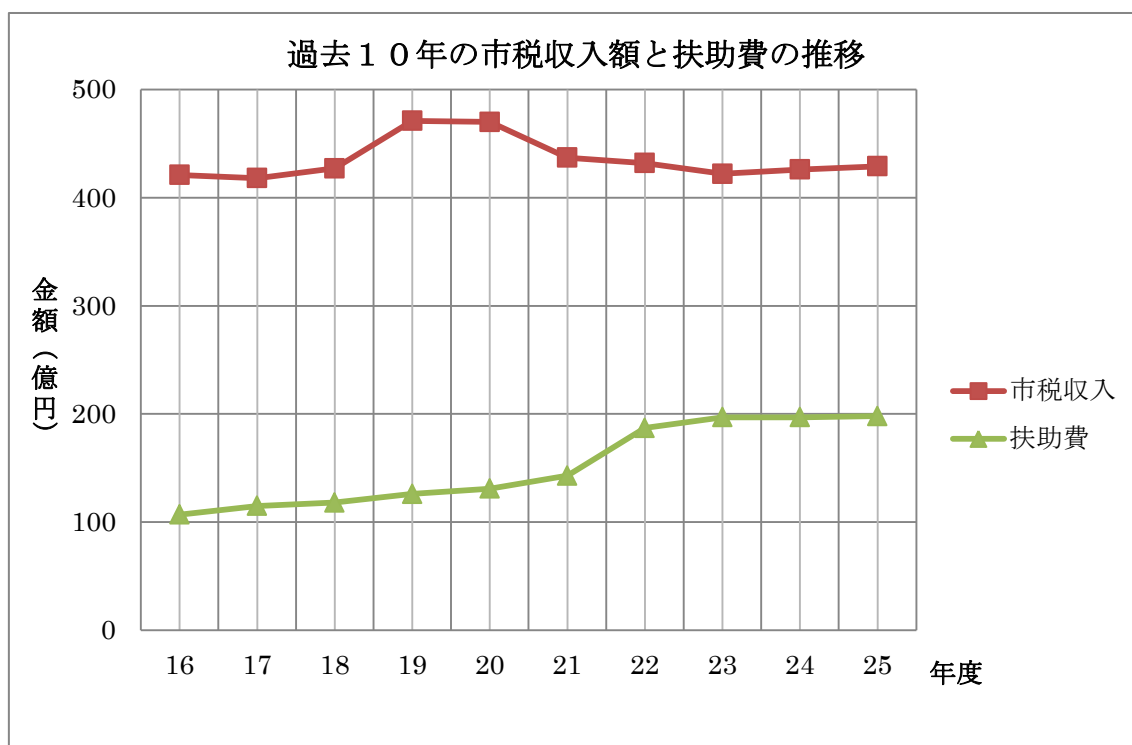
年度		21	22	23	24	25
歳出(億円)		793	765	748	842	800
義務的経費・比率 (%)		45.0	51.4	53.1	47.0	49.1
内訳	人件費 (%)	20.2	20.2	20.0	17.8	18.0
	扶助費 (%)	18.0	24.4	26.4	23.4	24.8
	公債費 (%)	6.8	6.8	6.7	5.8	6.3



歳出には義務的経費のほか、投資的経費、繰出金補助費、維持補修費、物件費、積立金などがある。歳出の約半数は義務的経費が占め、そのうち扶助費が占める割合が最も大きい。

(3) 過去10年の市税収入額と扶助費の推移

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市税収入 (億円)	421	418	427	471	470	437	432	422	426	429
扶助費 (億円)	107	115	118	126	131	143	187	197	197	198



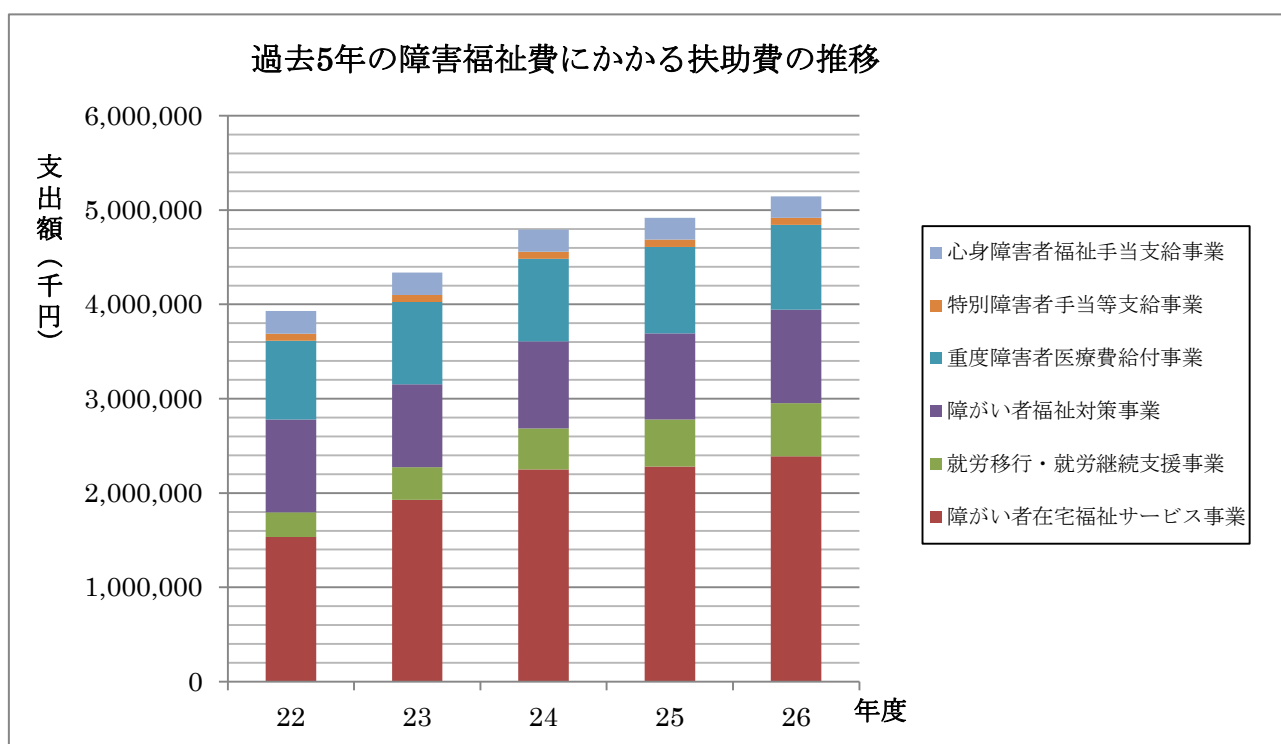
市税収入はほぼ横ばいの状況であるのに対し、扶助費については毎年伸び続けている。平塚市の財政はすぐに破たんする状況ではないが、今後の施設等の維持補修費も増大が見込まれることより、平塚市の財政状況は厳しく、とても楽観できる状況にはない。

2 障害者施策に関する扶助費について

・過去5年の障害福祉費にかかる扶助費の推移

年度	22	23	24	25	26
障がい者在宅福祉サービス事業	1,535,505	1,926,030	2,249,807	2,279,483	2,388,865
就労移行・就労継続支援事業	261,386	348,951	436,082	499,211	564,228
障がい者福祉対策事業	981,310	878,558	921,934	913,031	989,215
重度障害者医療費給付事業	836,806	870,652	876,755	917,343	901,316
特別障害者手当等支給事業	73,375	74,474	73,928	77,686	73,619
心身障害者福祉手当支給事業	243,618	239,973	235,710	231,345	227,901
扶助費の合計	3,932,000	4,338,638	4,794,216	4,918,099	5,145,144

(単位：千円)



※平成26年度の金額は見込の金額

3 障害福祉費のうち扶助費の占める割合について

「別紙5 障害福祉費の扶助費占める割合について」を参照

神奈川県内の他自治体の独自の障害者手当について

1 各市町村の独自の障害者手当について（神奈川県各市町村数：19市13町1村）

「別紙6 神奈川県内市町村における独自の障害者手当制度一覧」を参照

独自手当を支給している市町村（17市6町1村）	川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、二宮町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村	
上記の内	所得制限あり	鎌倉市、逗子市、大和市、南足柄市、開成町、愛川町（※海老名市、座間市）※世帯の中に市民税課税者がいる場合、対象外（★藤沢市、二宮町）★本人が課税である場合、対象外
	他制度の手当受給者は支給しない	相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市
	児童のみ支給	小田原市
廃止の市町村（2市7町）	横浜市、三浦市、寒川町、大磯町、中井町、大井町、松田町、山北町、湯河原町	

2 神奈川県在宅重度障害者等手当の平成21年度制度改正について

神奈川県は、在宅の身体障害者（1～3級）、知的障害者（知能指数40以下）に支給していた在宅重度障害者等手当について、平成22年度から、経過措置を設けた見直しを実施している。（下記「見直し内容」参照）

この見直しは、在宅で常時介護を必要とする生活上困難性の高い重度重複障害者等に給付の重点化を図るため、支給対象者、支給要件及び手当の額などについて、改正を実施している。

★神奈川県在宅重度障害者等手当制度見直し内容

	見直し前	見直し後
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身障1～3級 ・IQ40以下 ・身障4級かつIQ50以下 	身障1・2級、療育A1・A2、 精神1級のうち複数の手帳交付 者 障害児福祉手当及び特別障害者 手当受給者
在宅要件	施設入所者対象外	施設入所者、長期入院者対象外
支給額	25,000円～60,000円	60,000円
所得制限	なし	特別障害者手当に準拠
支給財源	44億3700万円 (2007年度実績)	4億8000万円
対象者数	132,658人	8,000人
経過措置	平成22、23年度は、旧制度対象者に、半額を支給。	